

国土交通大臣(個)認定書写しの御依頼について

* 関連としては、出荷証明書は消防庁の通達に基づくもので、元請業者宛にのみ1通発行するのが原則です。

* 当社の国土交通大臣(個)認定書に付いては、保有個人データに類し、利用目的の通知に関する申請書、又は開示等のご請求手続きが必要と成ります。

法第25条及び法第29条に基づくものです。

当社に於ける国土交通大臣個別認定書(写し)発行依頼書も、其の一連の手続き書類と成ります。

* 開示先は民間建築確認指定機関及び官公庁であり、民間会社への開示は公私文書偽造行使等や申請手続き不正防止が目的である為、一般の方への開示は致しておりません。

* 法令に基づき、調査する権限の有る者から法令に定める手続きに従って、照会が有った場合に提供するものです。

《 確認希望の方へ 》

国土交通省ホームページ案内

住宅・建築—建築行政—主な政策—構造方法等の認定に係る帳簿

—構造方法等の認定に係る帳簿(建築物関係)

—防火材料(エクセルファイル)—認定番号『QM-0241』を御確認下さい。

〒604-8375 京都市中京区西ノ京池ノ内町22
サワダケミカル社

保有個人(情報)データとは、法令に基づき本人からの開示、訂正、利用停止等の権限を有する個人データであり、(公益その他の利益が害されるものとして、政令で定めるものや、6ヶ月以内に消去する事となるもの)以外のものを云う。

大臣認定書(写し)発行依頼書

作業に必要とされる大臣認定書(写し)につきましては、以下の手続きの履行をお願いいたします。反します際には、保有個人情報保護法第29条に基づき御社の提出請求を却下致しますので、悪しからず御了承願います。又、大臣認定書の正当な使用目的に伴い、追跡調査にも協力をするものです。今回の発行依頼は次の理由に依るものです。

ノットバーン防火材料の活用が確定したものに付いては、連絡をお願い致します。

令和 年 月 日

提出要望会社名 _____ 依頼者名 _____ (印)

要望会社代表責任者名 _____

住 所 〒 _____

TEL : () _____ FAX : () _____

大臣認定書控の 提出先官庁名 _____

省 庁 課 名 _____

担 当 官 名 _____

物 件 名 _____

工 事 場 所 (所在地) _____

ノットバーン _____

工事開始 _____

使 用 箇 所 _____

予 定 日 _____

年 月 予定

建築会社名&住所 _____

防火処理塗布面積 _____

m²(見積 決定 申請時 その他 ○印を)

提 出 目 的 _____

1. 見 積 り ・ 2. 落札決定済み ・ 3. 建築確認申請の為
4. 確認申請受理 ・ 5. 消防査察官からの依頼請求に依る 6. 消防事前打ち合わせの為
7. その他(理由 _____)

※該当目的に○で囲んで下さい。 尚、7. その他の場合は理由をご記入下さい。

使 用 材 料 ノットバーン(CR/NS)マツ材系 15 mm _____

以上を記入して、メール (info@sawada-chemical.jp) 宛に御依頼下さい。

: 法令に基づき、調査する権限の有る者から法令に定める手続きに従って、照会があった場合に提供するものです。

*1項目でも空欄の際には、ご要望には応じ兼ね受理は出来ません。

*不受理条件は文書の社会的信用性を保護するとの判断での文書で、虚偽及び変造また偽造等行使や供用の罪を防止する為、併せて記入内容を確認下さい。

サワダケミカル社 〒604-8375
京都市中京区西ノ京池ノ内町 22
TEL & FAX : (075) 811-6735